

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の寒川町議会委員会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の寒川町議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。</u></p>